
職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究(普通課程)

—令和元年度 電気・電子、非金属加工、繊維・繊維製品分野—

【 調査研究概要 】

分 野：職業能力開発の実践に必要な調査研究
担当室名：教材開発室

1. 普通職業訓練について

普通職業訓練の普通課程は、中学校卒業後(以下、中卒者)又は高等学校卒業後(以下、高卒者)等を対象に「職業に必要な基礎的な技術・知識」の習得を目的とした課程である。訓練期間は、高卒者等を対象とする場合は、基本的に1年又は2年であるが、臨床検査科のように3年とする科もある。中卒者等を対象とする場合には2年以上としている。職業訓練基準(別表第二)には、普通課程の訓練科として13分野144科が定められており、現在、都道府県立の職業能力開発校(以下、公共校)が163校、企業・団体等による認定職業訓練校(以下、認定校)が1,131校(休止含む)設置されている。認定校には個々の事業主による単独校と地域の複数の事業主が共同で行う共同校とがある。若年者不足から訓練科を中止している施設も多くある。本年度の対象科である電気・電子、非金属加工、繊維・繊維製品分野には、工芸系や裁縫系等に係る木材工芸科や竹工芸科、漆器科、和裁科等の日本の伝統的なものづくりに関わる数少ない科としての特徴を示すところもある。

2. 職業訓練基準について

職業訓練の基準は、職業能力開発促進法及び職業能力開発促進法施行規則、同施行規則別表第二～第七に定められている。ただし、各自治体が行う職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾力的に実施できることとしている。別表第二は、主要な産業分野に関する普通課程の訓練科を実施するにあたっての標準的な内容を示すと共に、訓練を実施する際の最低限の内容を示している。別表第二で定める訓練時間は、総訓練時間の約6割であり、残り4割の時間については、地域ニーズや産業ニーズ等を勘案し、訓練実施者が自由に教科等の設定ができるようになっている。

国が示す職業訓練基準は、その細目を含め、都道府県が条例を策定する際の標準となるものであると同時に訓練の核をなすものであり、不断の見直しが求められている。

3. 職業訓練基準の細目の見直し(普通課程)

基盤整備センターでは、厚生労働省(以下、厚労省)と連携して職業訓練基準の改正に資する基礎資料を作成すると共に訓練の実施状況等を調査することとしている。

そのため、都道府県等の委員からなる基礎研究会を立ち上げ、訓練基準の教科・設備・技能照査の基準の細目に係る見直しを行った。見直しにあたっては、アンケート調査等も実施している。今年度の見直し対象科は4分野14系38科である。

4. 基礎研究会の開催

基礎研究会の委員構成は、公共校、認定校及び職業能力開発総合大学校から、電気・電子、通信分野4名、電力分野4名、木材加工・工芸分野4名、繊維分野5名の合計17名にて、基礎研究会を開催した。見直しの対象は、電気電子系通信系と電力系、木材加工系工芸系、アパレル系裁縫系で、平成27年度以来4年ぶりの見直しである。基礎研究会では、①アンケート調査の実施、②普通課程に関する情報収集と分析、③訓練基準の見直しに向けた検討、④見直し案の作成等を行い、まとめた見直し案は、厚労省に提出し、その後、同省で審議される改正省令案のたたき台となる。

5. アンケート調査

訓練基準の見直しに係るアンケート調査については、例年前年度中に厚労省において各都道府県に公共校の調査を実施するところであるが、本年分に関しての調査が未実施のため、公共校並びに認定校に対しての訓練基準に係るアンケート調査を実施した。対象訓練科は公共校で40都道府県96科、認定校78科に依頼し、アンケート回収率は公共校81%、認定校28%であった。アンケート結果からは訓練基準への見直しに係る要望は少なく、教科目、訓練内容に対しては85%以上で満足との反応であった。電力系電機工学科等において経産省の第二種電気工事士養成施設に認定を受けているところが多く、認定に係る教科の統一性への要望があった。設備の細目に対しては、かなり厳しい要望がある。電気・電子系

では計測実習等の必要機器(電源、信号発生器、オシロスコープ等)の整備台数に対してであり、電力系では訓練教科に直接関わらない機器(普通旋盤等)が基準上にあるなどの意見があった。また、通信系では訓練基準の機器(通信機器設備等)が古いとの指摘があった。また、技能照査の基準の細目では基準設定教科に当てはまらない細目があるなどの指摘もあった。技能照査に対する要望では、技能照査問題集の要望もあった。訓練実施状況では、訓練生応募が減少して定員確保が困難という回答が公共校においてあった。認定校は、企業の単独校が多く、それぞれの企業にあった運用がなされていること等のご意見をいただいた。

6. 細目の主な見直し

見直し対象科38科のうち設置されている訓練科は24科である。これらの訓練科を中心に見直しを行った。見直し部分の主なものを以下に示す。

- ・電気・電子、通信分野：系基礎実技に係る教科の細目が「電気・電子回路」と同一となっていた教科名「回路図作成基本実習」と「回路組立基本実習」の細目を「電気・電子回路図」と「電気・電子回路組立て」に変更。電子機器科の教科名「工作法」の細目「電子機器の操作法、専攻実技の解説」から「電子機器の工作法、電子機器組立法」にし、教科名「工作実習」の細目「半田付け、ハーネス処理」を「部品取付け、配線」に変更。訓練用設備では、回路等の理解に必要な実習用測定機器の拡充を中心に行うこととした。
- ・電力分野：発変電科の教科名「水力発電」の技能照査の基準の細目「水力学について知っていること」を「水力発電を知っていること」に変更し、同様に教科名「火力発電」と「原子力発電」における技能照査の基準の細目についても熱力学を火力発電に、原子力を原子力発電に変更した。訓練用設備では、訓練とは直接関連しない設備基準に掲げている機器(例えば、普通旋盤等)を削除することとした。
- ・木材加工、工芸分野：系基礎学科の教科名「木材加工法」及び「製図」に係る木取り、原寸図の必要性を技能照査の基準の細目にそれぞれ「木取りについて知っていること」、「原寸図の作成について知っていること」と追加した。設備の細目に

「ほぞ組加工機」と「レーザ加工機」を新規に追加することとした。工芸系の訓練科においては、訓練基準として設定教科に対する技能照査の基準の細目があるように細目を整備しなおした。

- ・繊維分野：アパレル系における系基礎の教科名「製図」を「パターンメイキング」に変更し、他の教科名並びに細目等にある「製図」を「パターン」に置き換えることとした。また、設定教科に相当する技能照査の基準の細目が整備されるように整備しなおした。裁縫系では、1教科として実施が困難な訓練時間10時間の「服装美学」を「被服概論」の教科内容の一部として被服関連として色彩、コーディネート、着装美を含めたものとするように変更した。訓練用設備では、長物の切断用ヒートカッターの導入と他の訓練科同様パーソナルコンピュータを含めたプレゼンテーションの導入を図ることとした。



図1 訓練実習の様子

左：東京都立中央・城北職業開発センター高齢者校和装技術科
右：宮城県立石巻高等技術専門校木工科

7. まとめ

別表第二に基づく教科の細目・設備の細目・技能照査の基準の細目に関する見直しを基礎研究会にて行った。訓練基準の見直し要望や訓練の実施状況、課題等について把握することができた。本年度の見直し対象は、電気・電子、非金属加工、繊維分野で訓練科の範囲が広い。各分野とも技能者育成の訓練施設として社会に貢献しており、さらなる技能の維持向上に向けた取組を期待する。見直しが必要と思われる箇所については、見直し案としてまとめ、厚労省人材開発統括官付訓練企画室基準・指導員係に提出した。

最後に、基礎研究会の委員をはじめ委員の派遣等にご協力いただいた各職業能力開発校並びに都道府県の職業能力開発主管課、関連団体に御礼申し上げます。

【本書の活用方法】 本報告書は、公共の職業能力開発関連機関及び民間職業訓練施設における訓練カリキュラムの作成及び設備機器の検討、技能照査試験の実施等にかかる基礎資料として活用が期待されます。

【注記】 本報告書等は、職業能力開発総合大学校 基盤整備センターのホームページで閲覧できます。

URL : <http://www.tetras.uitec.jeed.or.jp/>